

事務連絡
令和3年3月2日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の考え方について

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）の宿泊療養については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について」（令和2年4月23日付け事務連絡）において、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、家庭内での感染事例が発生していることや、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応していただくよう、お願いしているところです。

その上で、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&A（その9）」（令和3年2月12日改訂）において、宿泊施設の受入可能人数の状況を考慮し、また、宿泊療養の対象となる方のご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が外出しないことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養を行うこと（宿泊施設が確保できたときは、速やかに宿泊療養に移行）としてきたところです。

また、昨年11月以降の感染拡大を踏まえ、「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」（令和2年11月22日付事務連絡）において、病床確保等に最大限努力したうえで、なお病床がひっ迫する場合には、入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設（適切な場合は自宅療養）において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱いとして差し支えない旨、お示ししているところです。

宿泊療養については、特に感染拡大時において病床がひっ迫する中で、高齢者等も含めて自宅療養が大幅に増加した一方で、必ずしも十分活用されていない面があったことが指摘されています。

現在、新規感染者数、入院者数、重症者数、死亡者数とも減少傾向にありますが、医療提供体制が依然として厳しい地域も見られます。そのような地域をはじめ、今後の感染拡大に備える観点から、引き続き宿泊療養・自宅療養の体制を整備しておく必要がありますが、その際、症状急変時の適時適切な対応を図る必要があることから、宿泊療養を基本として対応いただくよう、改めてお願いいたします。

なお、宿泊療養施設の効率的な活用に向けては、人材確保面や運用面において課題・困難が指摘されており、「宿泊療養施設の更なる確保について（要請）」（令和

3年2月3日付事務連絡)において、いくつかの取組事例を御紹介したところですが、これに加え、下記の事例や留意点も参考にいただき、宿泊療養施設の活用に向けて取り組んでいただくよう、お願いいたします。

また、年度末に契約期間満了となる宿泊療養施設も多いと思われませんが、病床の状況等も勘案し、引き続き、必要な宿泊療養施設の確保を図っていただくよう、お願いいたします。

記

(1) 原則として宿泊療養とする運用

岐阜県や福岡県では、陽性であって入院の必要がない場合には「原則として(自宅療養ではなく)宿泊療養」との方針をとっている。地域の医療機関との連携の下、検査・診察の際には、医師から患者に対してその旨説明し、宿泊療養の積極的な活用を図っている。また、宿泊療養施設に迅速に入所してもらうことを優先し、保健所による積極的疫学調査は、入所手続と同時並行で行っており、入所前に聞き取れなかった分は入所後に聞き取りを行っている。

岡山県、広島市等においても、原則として宿泊療養とする方針をとっており、宿泊療養の積極的な活用を図っている。

(2) 医療職の配置による宿泊療養施設の健康管理体制の強化

宮城県、兵庫県等では、症状が悪化するリスクが一定程度ある患者用に、医師・看護師の常駐・派遣等により健康管理を強化した施設を用意しており、患者の症状等を踏まえて入所施設を決定している。福岡県においては、全ての宿泊療養施設で医師・看護師が常駐し、対応している。

(3) 保健所における療養(入所)調整業務等の応援体制の整備等

保健所の体制整備については、これまで、全庁的な応援体制の整備や各業務についての外部委託の検討等について取り組んでいただいているところ。入院・宿泊療養・自宅療養の調整業務について、患者への症状等の聞き取りや療養先の連絡等の業務を保健所が担っている地域において、特に感染拡大時には、これらの調整業務についても本庁の事務系職員の応援・派遣や関係団体・民間事業者等からの派遣、臨時職員による対応等も活用されている。

(4) 改正法に基づく宿泊療養への協力要請

今般の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第2項において、宿泊療養に関する規定が新設され、患者に対し、宿泊療養施設での療養について協力要請を行うことが可能である。法律上、協力要請を受けた方の努力義務があるとともに、宿泊療養へ

の協力要請に応じない場合、入院勧告等を行うことも可能である（その場合の入院費用について自己負担が生じ得る）。

なお、協力要請を行うに当たっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）」のとおり、患者に丁寧に説明し、理解を求めていくことが求められる。

また、宿泊療養施設を、新型インフルエンザ等対策特別措置法上の「臨時の医療施設」として位置付け、当該施設での療養について「入院勧告」等を行うことも可能である。

以上

(参考)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について（令和2年4月23日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000624691.pdf>

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&A（その9）（令和3年2月12日改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740156.pdf>

11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）（令和2年11月22日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697246.pdf>

宿泊療養施設の更なる確保について（要請）（令和3年2月3日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000733829.pdf>

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）（令和3年2月12日改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740154.pdf>

今後を見据えた保健所の即応体制の整備について（令和2年6月19日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641920.pdf>